

# 会員の皆さま、創価学会が戒壇の大御本尊を 信仰の対象から放棄したことを知っていますか？

—— 信仰の根本を捨てた学会に、それでもついて行きますか？ ——

## 学会執行部「大御本尊と決別」を断行

平成26年11月8日付、『聖教新聞』において原田会長は「会則・教義条項の改正」を発表しました。

その中で、創価学会がこれまで約80年にわたり「信仰の根本」

に立ち、その責任において広宣流布のための御本尊を認定します。

「功德の源」としてきた、大石寺御安置の「弘安二年十月十二日の戒壇の大御本尊」を「受持しない」と、正式に公言したのです。

したがって、会則の教義条項にいう「御本尊」とは創価学会が受持の対象として認定した御本尊であり、大謗法の地にある弘安二年の御本尊は受持の対象にはいたしません。世界広布新時代の時を迎えた今、将来のためにこのことを明確にしておきたいと思えます。

大御本尊を否定すれば、皆さまのご自宅の御本尊を含め、学会に存在する全ての本尊を否定することになります。

次に、「御書根本に」の部分は、従前の会則と内容的な変更はありません。



(平成26年11月8日付 聖教新聞3面)

## 会員の了承もなし 突然の改変！

良識ある会員の皆さま、何か疑問に感じることはありませんか？  
一刻も早く日蓮正宗寺院へお尋ねください。

大御本尊との決別は、大聖人、日興上人、日寛上人に背く大謗法です

戒壇の大御本尊が

根本である文証

### 日蓮大聖人

■日蓮一期弘法付嘱書  
国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり

### 百六箇抄

三箇の秘法建立の勝地は富士山本門寺の本堂なり（中略）日興が嫡々相承の曼荼羅を以て本堂の正本尊と為すべきなり

### 日興上人

#### ■日興跡条々事

日興が身に宛て給はる所の弘安二年の大御本尊は、日目に之を相伝す。本門寺に懸け奉るべし

### 日寛上人

#### ■観心本尊抄文段

弘安二年の本門戒壇の御本尊は、究竟の中の究竟、本懐の中の本懐なり。既に是れ三大秘法の随一なり、況んや一閻浮提総体の本尊なる故なり

創価学会の信仰では、大聖人の御遺命も自身の成仏も叶いません。